

倫理綱領

平成19年5月16日
SOS総合相談グループ

特定非営利活動法人 SOS 総合相談グループ会員(以下「会員」という。)は、社会貢献を目指す NPO の責任を自覚し、相談者の問題解決のために、ボランティア精神を基盤として、誠意をもって助言・援助する。

会員は、相談が相談者の生活に与える影響を重んじ、この綱領を遵守するように心がけなければならない。

1. 最良の助言

会員は、相談者の人権尊重を第一義と心得て、公正誠実に最良の解決策を助し、支援することにより、相談者の信頼にこたえる。

2. 相互の連携

会員は、ワンストップサービスを旨として、他の相談委員の相談活動を理解・尊重し、相互の連携に努めることによって、より適切に相談活動を遂行する。

3. 知見の研鑽

会員は、各自の分野に関する知見について研鑽するとともに、一層の涵養と陶冶に心がける。

4. 専門家としての責任

会員は、専門家としての知見の範囲と限界について自覚を持ち、その範囲で相談活動を行うように努める。

5. 守秘の義務

会員は、相談者の個人的秘密を保護し、相談の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、会員でなくなった後も同様とする。